

金融円滑化に向けた取組みのお知らせ

大阪信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、資金繰りや返済条件変更などのご相談にも積極的に応じてまいりました。

このたびの「中小企業金融円滑化法」施行に伴い、金融円滑化に向けた取組みとして、今まで以上にお客様からのご相談に迅速かつ柔軟に対応するため、本部並びに営業店の体制整備の強化をいたしました。

記

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、またお客さまから貸出状況の変更等を求められた場合には、その要請を真摯に受け止め、その解決に向け、きめ細やかな対応を行ってまいります。

2. 体制整備の強化

今回の「中小企業金融円滑化法」施行に伴い、本部に「金融円滑化管理委員会」（委員長：森田専務理事）を設置し、営業店には「金融円滑化ご相談窓口」を設けるとともに「金融円滑化責任者」を任命し本部・営業店の連携強化を図りました。

3. ご相談の受付

【営業店】（平日のみ）

時 間 午前 9 時～午後 3 時

場 所 金融円滑化ご相談窓口（全店に設置）

なお、得意先担当がお伺いしている場合は直接、担当者にご相談ください。

また、お電話での受付も行っておりますのでお取引いただいている営業店にお問い合わせください。

【本 部】（平日のみ）

時 間 午前 9 時～午後 5 時

電話番号 0120-181-630（ご相談専用フリーダイヤル）

担当部署 融資部

平成 21 年 12 月 21 日

大阪信用金庫